

ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業実施業務

2 業務の目的

本事業は、賑わいや交流の輪をさらに広げるために、都市部のワーカー等が魅力を感じる茅野市の自然を活かした「ワーケーション」や「オフサイトミーティング」という新たなサービスメニューを、地元関係施設との連携により、駅及び駅周辺の空間を活用して一体的にPRすることで都市部から市内に新たな人の流れを呼び込むことを目的としている。

本委託業務は上記を達成のため、3か年の事業として、連携可能施設の発掘及び連携体の構築・運営、オフサイトミーティング等の体験ツアー商品の造成・販売、SNS等の通じた情報発信、PRイベント等を行う業務について委託を行う。

3 業務の詳細

別紙1「ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業実施業務委託仕様書」による。なお、本業務は、地方創生加速化交付金を活用した事業であり、当該交付金申請に係る実施計画の趣旨に則した事業内容である必要があることから、参加表明者に対しては参考資料として実施計画概要書を提供する。

4 発注者

茅野市長 今井 敦

5 履行期間

※契約は年度ごととし、令和3年度以降は市議会における予算決議がされた場合に限る。

(1) 令和2年度

契約日(令和2年9月下旬を目途)から令和3年3月31日まで

(2) 令和3年度

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 令和4年度

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 想定する業務の規模(予算規模)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,000千円以内	3,000千円以内	2,500千円以内

※消費税及び地方消費税を含むものとし、令和3年度以降は市議会における予算決議がされた場合に限る。

## 7 プロポーザル実施方法及び選定の概要

### (1) 選定方針

本実施業務の受託候補者の選定に当たっては、別紙2「ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務委託契約選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、提出書類又はヒアリングの内容を審査し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点候補者として選定する。

### (2) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の各項目すべての要件を満たす事業者又は団体とする。

- ・茅野市内に本社又は事業所等を有しており、連携体の事務局窓口となることが可能であること。
- ・3年度にわたり、各年度ごとに契約受託が可能であること。
- ・旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種旅行者、第2種旅行者又は第3種旅行者の旅行業登録を行っている者で、募集型企画旅行の実施が可能なる者であること。
- ・過去5年間において、同種の業務を実施又は受託した実績があること。
- ・契約期間終了後において、自らの事業としてワーケーション体験ツアーの造成、販売を実施する意思を有する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生開始手続開始又は民事再生手続開始の申し込がなされている者でないこと。
- ・茅野市から競争入札の参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ・市税の滞納がないこと。

### (3) 失格要件

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本要領に違反すると認められる場合

### (4) スケジュール

令和2年8月17日（月）	公募型プロポーザル実施要領の公表
令和2年8月24日（月）	午後5時 質問締切
令和2年8月28日（金）	質問回答
令和2年9月4日（金）	午後5時 参加表明書及び企画提案書類提出期限
令和2年9月11日（金）	選考審査（必要に応じてヒアリングを実施）

令和2年9月16日（水）	審査結果通知
令和2年9月下旬	契約予定時期

(5) 質問について

①質問書の提出

質問事項がある場合は、質問書（様式自由）により、本要領 11「問い合わせ先」に記載の場所（以下「担当課」という。）へ持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

提出期限は、令和2年8月24日（月）午後5時までとする。なお、必ず電話で送信確認を行うこと。

②質問書の回答について

回答は、令和2年8月28日（金）午後5時までに質問者に対し、電子メールにて回答するほか、茅野市ホームページ上に公開する。

(6) プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出

①提出書類及び部数

- ・参加表明書（様式第1号） 1部

※連絡先（所在地、担当者氏名、担当部署、電話・FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。

- ・企画提案書（様式第2号） 7部（正本1部、選考用副本6部。以下同じ。）

- ・提案書（A4判の任意様式。A3判の折畳み可）

- ・提案者の概要が分かる資料（会社パンフレット等）

- ・経費見積書（様式第3号）

- ・業務体制（様式任意）

※業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載すること。

- ・実施計画及びスケジュール（様式任意）

- ・過去の類似業務の主な実績（様式第4号）

②提出期限

令和2年9月4日（金）午後5時まで

③提出先

担当課

④提出方法

持参又は郵送（宅急便可）による。ただし、郵送で提出した場合は、提出期限内に必着のこととし、必ず電話にて到達電話を行うこと。

⑤提出書類等作成について

見積書の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

- ・見積書表紙には、本業務名、見積金額（消費税込み）、事業者又は団体名、代表者名（押印）を記載すること。
- ・積算根拠が分かる書類を添付すること。

8 選考委員会

- (1) プロポーザルの審査及び候補者の選定は、「ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務委託候補者選考要領」によるものとする。
- (2) 選考委員会は、提出書類の内容を審査し、内容に疑義等がある場合は、必要に応じ候補者に対する照会を行い、令和2年9月11日（金）までに選考審査を行う。
- (3) その他
  - ①選考委員会による契約候補者の選定後、受託候補者及び次点候補者の報告を受けた後、市長が決定を行うものとする。
  - ②提案書を提出した参加者には、審査結果を文書で通知する。なお、選定に関する意義等は受け付けない。
  - ③審査結果は、契約締結後に契約者のみ公表する。

## 9 受託候補者に関する事項

- (1) 契約は、選考会で提案した内容を具体的に協議した上で決定するため、事業の条件及び仕様等について修正を行うことがある。
- (2) 受託候補者との協議が整った場合は、随意契約により契約を締結する。ただし、受託候補者との契約が締結できない事情が生じた場合は、次点候補者の提案者と協議する。

## 10 その他留意事項

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類については、参加者の営業又は技術情報保護の観点から非公開とする。
- (4) 提出された審査書類は、審査の目的で写しを使用することができるものとし、それ以外の用途では使用しない。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (6) 提出された審査書類は、返却しない。
- (7) 提案者は、参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとみなす。
- (8) 本要領に記載された日程は予定であり、変更がある場合には別途通知する。

## 11 問い合わせ先（担当課）

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号  
茅野市 産業経済部 商工課 工業・産業振興係  
担当：大蔵健司、北原一秀、松田剛史  
電話：0266-72-2101（内線432） F A X：0266-72-4255  
電子メール：shoko@city.chino.lg.jp

## ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業実施業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は、茅野市長 今井 敦（以下「甲」という。）が委託する、ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 委託期間

※契約は年度ごととし、令和3年度以降は市議会における予算決議がされた場合に限る。

#### (1) 令和2年度

契約日（令和2年9月下旬を目途）から令和3年3月31日まで

#### (2) 令和3年度

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (3) 令和4年度

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 業務内容

#### (1) 令和2年度業務内容

○連携可能施設の発掘、連携体の構築、会議開始

- ・「茅野市ワーケーション推進協議会（仮称）」の設立準備、参加事業者発掘と会員化、会議の開催、連絡体制の構築
- ・連携体会員等へのワーケーション等サービスに係る勉強会開催、相談・助言等

○駅及び駅周辺におけるPRイベント等の実施

- ・11月に軽井沢で行われる「ワーケーションExpo@信州」での茅野市ブース出展（展示物、配布資料作成含む）
- ・茅野駅周辺におけるワーケーションPRイベント等の実施（イベントチラシ、協議会参加事業者紹介資料等の作成含む）

#### (2) 令和3年度業務内容

○連携体会議開催（コンシェルジュ機能構築の議論を含む）

- ・「茅野市ワーケーション推進協議会（仮称）」の運営（会議開催、相談窓口機能含む）
- ・協議会会員等へのワーケーション等サービスに係る勉強会開催、相談・助言等
- ・コンシェルジュ（相談員）育成、業務方法の検討と具体化
- ・協議会事業者間でのコラボレーション等の検討

○SNSの活用やPRチラシの作成、配布等による情報発信

- ・市のワーケーション、事業者紹介用PRチラシの作成、配布等
- ・自社媒体、関係機関等と連携した情報発信

○オフサイトミーティング等のモニターツアーの実施

- ・市内にテレワークスポット、茅野市ならではのワーケーションやチームビルディング強化につながるオフサイトミーティング・人材育成メニュー及び宿泊施設等の体験可能なモ

ニターツアーを企画、実施

○ツアーの様子を紹介する PR イベント等の実施

- ・茅野駅周辺におけるワーケーション PR イベント等の実施(イベントチラシの作成等含む)  
し、モニターツアーの様子を紹介する。

### (3) 令和4年度業務内容

○連携体会議開催

- ・「茅野市ワーケーション推進協議会(仮称)」の運営(会議開催、相談窓口機能含む)
- ・協議会会員等へのワーケーション等サービスに係る勉強会開催、相談・助言等
- ・協議会事業者間でのコラボレーション等の検討、実施促進

○SNSの活用やPRチラシの作成、配布等による情報発信

- ・市のワーケーション、事業者紹介用PRチラシの作成、配布等
- ・自社媒体、関係機関等と連携した情報発信

○駅発着のオフサイトミーティング等のツアー商品の造成、販売

- ・都市圏の企業等向けに企画又は個別相談に応じて、市内にテレワークスポット、茅野市ならではのバケーションやチームビルディング強化につながるオフサイトミーティング・人材育成メニュー及び宿泊施設等の体験可能なツアー商品を造成し、販売

○ツアーの結果を駅及び駅周辺の空間を活用し紹介する PR イベント等の実施

- ・茅野駅周辺におけるワーケーション PR イベント等の実施(イベントチラシの作成等含む)  
し、ツアー商品や協議会事業者の紹介等を行う。

○コンシェルジュ機能の試行

- ・コンシェルジュ(相談員)による相談、案内体制の実証、評価

## 5 業務等の報告

### (1) 着手報告

着手届と業務計画書を、契約の日から10日以内に甲に提出すること。

### (2) 進捗状況

甲から要求があった場合には、速やかに進捗状況を報告すること。

## 6 成果品

本業務における成果品は、4に示す業務実施に関する業務実施報告書とし、電子データで納品することとする。本報告書には、活動記録やその他証拠書類を含むものとする。

## 7 完了検査

(1) 本業務の完了後、甲の検査を受けること。

(2) 甲から成果品について補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査を受けること。

## 8 納期及び納入場所

成果品は、甲の検査を受けた後、納品するものとし、納期及び場所は次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和3年3月31日(水)

(2) 提出場所 茅野市 産業経済部 商工課 工業・産業振興係

## 9 守秘義務

(1) 本業務に関して知り得た秘密は、他に一切漏らしてはならない。

(2) 成果品（本業務の実施過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 法令遵守

本業務は、地方創生推進交付金を財源として実施される事業であることから、法令その他地方創生推進交付金に関する規程類を遵守し、適正な事業執行に努めること。

## 11 その他

(1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議の上、承諾を得ること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項は、甲の指示に従うこと。

(3) 委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、書面により定めること。

(4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

(5) 成果品に文献資料や他事業による成果品の一部を用いるときは、著作権その他の権利侵害に留意した対応を取ること。

## ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務 委託候補者選考要領

茅野市が、地方創生の取組の一環として実施する事業として、「ワーケーション」や「オフサイトミーティング」という新たなサービスメニューを、地元関係施設との連携により、駅及び駅周辺の空間を活用して一体的に PR することで都市部から市内に新たな人の流れを呼び込むことを目的とした「ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業」の実施業務に係る委託契約候補者(受託候補者)の選定にあたり、応募者の選考に関する必要事項を以下のとおり定める。

### 1 選考方法

- (1) 実施業務の受託候補者の選定に当たっては、「ワーケーション・オフサイトミーティング推進事業の実施業務委託候補者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)において、提出書類又はヒアリングの内容を審査し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点候補者として選定する。
- (2) 選考は、評価項目を点数化(満点を100とする。)して評価を行い、各選考委員の評価結果を集計し、その評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計において、満点の5割に満たない場合は、選定しないものとする。
- (3) 選考の結果、評価点の最も高い者が同点で2者以上ある場合は、選考委員会の協議により受託候補者と次点候補者を選定する。

### 2 選考委員会

#### (1) 任務

選考委員会は、委託契約候補者の選定に関することを審議する。

#### (2) 選考委員

選考委員は、次に掲げる者とし、委員長は商工課長をもって充てる。

ア 委員長 商工課長

イ 委員 その他委員長が必要と認める者：8名以内

#### (3) 会議

ア 選考委員会は、委員長が招集する。

イ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 委員長は、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

### 3 選考基準

選考は、企画提案書の内容がプロポーザル募集要項及び仕様書で定める条件等を満たしていることを前提として、別表に示す観点で行う。

### 4 その他

(1) 審査及び選考は、非公開とする。

(2) 選考委員会終了後、委員長は選定経過とともに受託候補者、時点候補者を市長に報告するものとする。



【別表】

評価項目	判断基準
<p>全体に係る着眼点</p>	<p>①茅野市のワーケーションに関する現状をどのように分析し、②今後望ましい姿をどのように捉え、③それに向けて申請者の強みを本実施業務どのような方法で発揮できる提案か。</p>
<p>基本事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の内容、条件を理解しているか(業務理解度・取組意欲)</li> <li>・ 人員配置等本業務を円滑に進められるような組織及び体制か。また、実施スケジュールは妥当であるか。(組織力、実施体制、連絡体制)</li> <li>・ 同種、類似業務等の実績から確実かつ効率的に本業務を遂行できると考えられているか。(実績)</li> <li>・ 事業費の見積内容や積算根拠は妥当であるか。</li> </ul>
<p>提案項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅野市が行うワーケーション等を推進する取組の主旨、茅野市の特性や課題等を理解した提案内容か。</li> <li>・ 提案に具体性と実現性があるか。</li> <li>・ ツアー商品の造成、販売の継続が期待できるなど、地方創生推進交付金事業に設定した KPI や自立性指標の達成に向けて期待できる提案内容か。</li> <li>・ 自事業のノウハウ、コネクション、人的資源の活用が示され、効果が期待できる提案内容か。</li> <li>・ 市内の事業者、関係施設等との連携など、連携体参加者数の増加や協議会活動の充実が期待できる提案内容か。</li> </ul>

## 地方創生推進交付金事業に設定したKPIや自立性指標について

- 1 地方創生推進交付金「JR 茅野駅を基点に都市部と地方を人が行き交う還流促進事業」上の KPI  
(本事業に係るもの)
  - ・「オフサイトミーティング」で茅野市を訪れた人数 (2024 年度累計 100 人)
  - ・駅を発着点とする「オフサイトミーティング」ツアー商品造成件数 (同 4 件)
  
- 2 地方創生推進交付金「JR 茅野駅を基点に都市部と地方を人が行き交う還流促進事業」上の自立性指標 (本事業に係るもの)
  - ・ツアー商品の売上 (2024 年度累計 1,200 千円)